

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月にA会社（以下「会社」という。）に入社し、同月から昭和〇年〇月までの約3年8か月間、ブレーキパッドやブレーキシュー等の修理交換作業に従事していた。請求人は、会社を昭和〇年〇月〇日に離職後、「悪性胸膜中皮腫」（以下「本件疾病」という。）と診断されたことから、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に4回にわたり休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものであると認め、休業補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、その後、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日、同月〇日から同月〇日、平成〇年〇月〇日から同月〇日及び同月〇日から同年〇月〇日までの間の休業補償給付を請求したことから、監督署長は、初回から第4回目までの処分と同様に給付基礎日額を〇円として、休業補償給付を支給する旨の処分をしたところ、請求人は、第5回目以降の処分を不服として、審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の給付基礎日額を〇円として休業族補償給付を支給した監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求代理人は、給付基礎日額の算定基礎額に未払いの残業代等を算入しておらず誤りである旨主張しているが、監督署長は請求人の本件疾病に係る給付基礎日額については、最終石綿ばく露事業場の離職日以前3か月間に支払われた賃金額が不明であることから、請求人の申請に基づき労働局長が決定した平均賃金に相当する額としているものであり、他に請求代理人の主張を根拠づける資料は見当たらないので、上記算定方法は妥当であると判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人の給付基礎日額を〇円として請求人に対してした休業補償給付を支給する旨の監督署長の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。